

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

- 1 期 日 令和4年9月22日（木）
- 2 会 場 本会議場
- 3 開会時刻 午前9時29分
※休憩 午前10時27分～午前10時38分（11分）
- 4 閉会時刻 午後10時58分

- 5 出席者
- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 二村禮一 | 副委員長 | 山本裕三 |
| 委員 | 草賀章吉 | 委員 | 山本行男 |
| 〃 | 窪野愛子 | 〃 | 寺田幸弘 |
| 〃 | 鈴木久裕 | 〃 | 藤澤恭子 |
| 〃 | 嶺岡慎悟 | 〃 | 松浦昌巳 |
| 〃 | 勝川志保子 | 〃 | 富田まゆみ |
| 〃 | 藤原正光 | 〃 | 山田浩司 |
| 〃 | 大井 正 | 〃 | 高橋篤仁 |
| 〃 | 鷺山記世 | 〃 | 石川紀子 |
| 〃 | 橋本勝弘 | 〃 | 安田 彰 |
- 事務局出席者 議会事務局長 鈴木良康
議事調査係 竹原俊輔

6 審査事項

- ・議案第99号 令和4年度掛川市一般会計補正予算（第5号）について
- ・議案第100号 令和4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- ・議案第101号 令和4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- ・議案第102号 令和4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- ・議案第103号 令和4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- ・認 第 1 号 令和3年度掛川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 2 号 令和3年度掛川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 3 号 令和3年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 4 号 令和3年度掛川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 5 号 令和3年度掛川市公共用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 6 号 令和3年度掛川駅周辺施設管理特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 7 号 令和3年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 8 号 令和3年度上西郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 9 号 令和3年度桜木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 10号 令和3年度東山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ・認 第 11号 令和3年度佐束財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・認 第 1 2 号 令和3年度掛川市水道事業会計決算の認定について
- ・認 第 1 3 号 令和3年度掛川市簡易水道事業会計決算の認定について
- ・認 第 1 4 号 令和3年度掛川市公共下水道事業会計決算の認定について
- ・認 第 1 5 号 令和3年度掛川市農業集落排水事業会計決算の認定について
- ・認 第 1 6 号 令和3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計決算の認定について

- ・閉会中継続調査の申し出事項 1項目で了承

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和4年9月22日

市議会議長 松本 均 様

予算決算委員会委員長 二村 禮 一

議 事

午前9時29分 開議

○委員長（二村禮一） 改めて、おはようございます。

私から、会議に先立ち一言御挨拶を申し上げます。

先日の14日、15日、16日に行われました各分科会の審査では、大変厳しい審査日程でしたけれども、主査をはじめ各委員会の御協力により予定どおり3日間で終了できましたことに、この席をかりて改めて感謝申し上げます。

それでは、ただいまから予算決算委員会を開会いたします。

当委員会に付託され、本日審査する議案は、議案第99号 令和4年度掛川市一般会計補正予算（第5号）についてをはじめ21件であります。よろしく御審査をお願いいたします。

審査に入る前に、私から1点御報告申し上げます。

発言の際には、挙手の上、委員長の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れて簡潔明瞭に発言するようお願いいたします。また、議案に関係のない意見等は控えていただきますようお願いいたします。

次に、傍聴の申出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、審査に入ります。

議案第99号 令和4年度掛川市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

それでは、各分科会の審査の報告を求めます。

初めに、総務分科会、寺田主査から御報告をお願いいたします。

○主査（寺田幸弘） 座ったままで報告させていただきます。

議案第99号について、総務分科会の審査の概要を報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、第2条債務負担行為の補正について、委員より、西山口小学童保育所建物リース料の債務負担行為の設定について、他の学童保育所も施設的に大変なところがある中で、今回西山口小学校分について実施することになった理由を伺うとの質疑があり、当局より、西山口小学校は学校の教室不足などの問題もあり、利用児童の増加が今後も見込まれる。また、校舎の近くに活用できる敷地があったためであるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に分割付託されました議案第99号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 次に、文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いします。

○主査（嶺岡慎悟） では、座って説明をさせていただきます。

議案第99号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中第 3款民生費について、委員より、西山口小学校学童保育所の建物リースの今後の見通しについて、新しい学校ができるまでのリースとするのかとの質疑があり、当局より、学校再編計画も含め、将来的に不確定な部分も多いため、交付金を用いた場合のリスク回避、西山口小児童の増加により教室が不足していること、そして資金計画を考えた中でリース契約が最善だと判断したとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、西山口小学校の学童保育所のリースの件について、学童保育施設整備の計画が甘かったと思う。プレハブによるリースでは付け焼き刃的に定員を増やしていっていると感じる。西山口小の児童数増加は分かっていたことであり、計画がしっかりとしていれば国から補助がされたはずであるとの意見が出され、他の委員より、学童保育所は地域によって成り立ちが違い、需要も違う。計画を立てにくいという実態もあり、どうしてもその都度必要に応じた対応になることは理解できる。また、学校再編の課題もあり、プレハブが安価で問題があるということではないと思うとの意見が出されました。続いて委員より、市内私立保育園などについて、 8%の給食費補助が今回の補正で計上されたが、市内公立小中学校などについては、 6月補正で 5%の補助が行われたままであり、今回補正が出されなかった。現在の物価上昇率を考えれば、補正予算に計上し、補助を行うべきだと思うとの意見が出され、他の委員より、諸物価の値上がりについては、当局も十分理解していると思う。給食の質の低下も心配されているが、当局も物価上昇率を踏まえ、十分に検討してくれている。状況によっては次の補正が行われる可能性もあり得ると思うとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第99号の原案は賛成多数で妥当とすることに決定いたしました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 続いて、環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 議案第99号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中第 6款農林水産業費について、委員より、ならこの里測量調査委託料の追加は底地の譲渡も視野に入れているのかとの質疑があり、当局より、今後の判断になるとの答弁がありました。委員より、有機農業PR映像作成委託料の追加について、オーガニックビレッジ実施計画策定における検討会構成員について質疑があり、当局より、掛川市農業委員会、中遠農林事務所、JA掛川、茶商協同組合、掛川市消費者協会の関係者または代表者と

有機農業実践者の代表者を予定しているとの答弁がありました。

第2款総務費、第4款衛生費、第10款教育費及び第11款災害復旧費については、特に申し上げる質疑なく、以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、オーガニックビレッジについて、有機農業を実践している方が苦勞して築き上げている。実践者の声に耳を傾けるべきであるとの意見が出され、関連して委員より、オーガニックビレッジは掛川市が有機を中心に考える旗揚げになるので、推進すべきである。農家の声、消費者の声を必ず反映させていただきたいとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました議案第99号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会の論点整理については、特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 詳しい詳細の討論というのは本会議上でということで考えておりますが、今回のこの補正の部分で、やはり何点か、ちょっと問題じゃないかなということを感じております。

反対の立場で討論をさせてもらいます。

まず、西山口小学校の学童保育所の部分です。これについては、学童保育の建設というのは、きちんと国から補助金が下りる、そういう制度になっています。ここを新設してきちんとしたものを造っていくということをせずに、やはり学校の再編まで引き延ばしていくような、付け焼き刃的なやり方をしていったときに、学童保育が本当に保育園の延長として6歳の壁といわれるものをクリアして、子育て世帯に対してその次を保障する、就業を保障するというものになり得るかということ、やはりこのやり方というのは、ちょっと問題じゃないかなというふうに考えるところです。

また、今回の補正で、こうやってやっていくというやり方も、残念ながら見通しの甘さというか、全体としてどういう計画を学童保育に持っているのかという市の姿勢を、ちょっと疑うようなところがあります。

次に、市民課の窓口委託、3年間の債務負担行為がされているわけですがけれども、ここもやはり、マイナンバーカードの強力な推進というのをしながらキャッシュレスといった、その窓口のものを全部民間委託にしていくというやり方が、果たして公共の、この市役所というところの一番大事な部分を職員が担わないというやり方になってしまう。これが本当にいいのかというのが、前回のこ

の窓口業務の民間委託が出た時から反対をしておりますけれども、ここにも承服できない部分があります。

ならこの里のところも、民間譲渡自体に反対しておりますので、この民間譲渡を前提としたような形での経費、運営費の増ということが納得がいかないところです。

給食費の補助の部分も、文教厚生分科会の中でも言いましたけれども、学校給食のほうは、幼稚園も含めて、幼児の部分も含めて 5%という形での補填しかない中で、今、保育園はそれではやっていけないよということで 8%にしている。それであつたら、きちんとした上乘せを再補正の、保育園に対しての補正をする、このときに一緒に上げるのが筋じゃないかなというふうに思っております。

以上のような観点から、この補正予算については賛成できないなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） ないようですので、それでは、採決に入ります。

議案第99号 令和 4年度掛川市一般会計補正予算（第 5号）について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

議案第99号につきましては、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 100号 令和 4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

○主査（嶺岡慎悟） 議案第 100号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました議案第 100号の原案は全会一致で妥当とすることに決定いたしました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 100号 令和 4年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1号）については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

議案第 100号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 101号 令和 4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1号）についてを議題とします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

○主査（嶺岡慎悟） 議案第 101号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました議案第 101号の原案は全会一致で妥当とすることに決定いたしました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終結します。

それでは、採決に入ります。

議案第 101号 令和 4年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正（第 1号）については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

議案第 101号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、議案第 102号 令和 4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1号）についてを議題といたします。

それでは、分科会の報告を求めます。

文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

○主査（嶺岡慎悟） 議案第 102号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました議案第 102号の原案は全会一致で妥当とすることに決定いたしました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） ないようですので、以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 102号 令和 4年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第 1号）について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

議案第 102号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第 103号 令和 4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第 1号）について議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 議案第 103号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました議案第 103号の原案は全会一致で妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

議案第 103号 令和 4年度掛川市公共下水道事業会計補正予算（第 1号）について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

議案第 103号につきましては、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、認第 1号 令和 3年度掛川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、各分科会の審査報告を求めます。

初めに、総務分科会、寺田主査から報告をお願いいたします。

○主査（寺田幸弘） 認第 1号について、総務分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳入中第18款寄附金のうち企業版ふるさと納税寄附金について、委員より、内訳と使い道について質疑があり、当局より、民間からの 3社の寄附があり、100万円が 2社、10万円 1社の合計 210万円であった。ふるさと応援基金に積み立てた後、松ヶ岡事業に活用したとの答弁がありました。

歳出中第 2款総務費職員採用費について、委員より、内定辞退者が想定より多く発生したこと、専門職の予定数を下回ったことなどについてどのように考えるかとの質疑があり、当局より、ウェブによる採用試験を導入したことにより、受験者が増加した一方で辞退者も増加した。令和 3年度は一次募集で16名の合格を出したが、うち 6名が辞退し、三次募集まで行った結果22名採用することができたものの、年度末で辞退者が出たため欠員となった。併願者は掛川市より規模の大きな自治体を選ぶ傾向がある。今後は掛川市が選ばれるまちになるよう、魅力を発信していきたいとの答弁がありました。

委員より、決算説明書の表記について、成果指標の設定が曖昧な点や空欄の箇所が見られる。事務事業の目的や達成すべき状態を意識した指標とすべきではないかとの質疑があり、当局より、事務事業の位置づけは目的、手段のピラミッド構造であるべきと考えている。成果指標の設定は全体的な課題であるため、指導していきたいとの答弁がありました。

委員より、戸籍事務費について、コンビニでの戸籍等の発行について、令和 3年度交付実績 1万 2,336通はマイナンバーカード利用によるものかとの質疑があり、当局より、そのとおりである。全体では14万 2,455通交付されたが、うち約 1割弱がマイナンバーカードの利用であるとの答弁がありました。

委員より、第 9 款消防費について、防災資機材整備に関連して、感染症対策資機材の購入をされたが、パーティションと簡易ベッドの保管場所はどのようになっているのかとの質疑があり、当局より、以前から分散備蓄の課題については認識しているところである。既に西山口小、土方小、大湊小、横須賀高校にパーティション、簡易ベッドをそれぞれ 100 台、栄川中 52 台、日坂小 40 台の配備を行った。横須賀小にも今年 27 日に配備予定で、さくら咲く学校、桜木小、原谷小についても搬入日を調整中であるとの答弁がありました。

第 1 款議会費、第 8 款土木費、第 12 款公債費及び 13 款予備費については、特に申し上げる質疑なく、以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、決算においては予算執行の上では適正であるとする。ただし、執行に当たっては目的と達成目標、成果指標を意識すべきであるとの意見があり、他の委員より、中東遠総合医療センターの部門別発表会のように、それぞれの部署が目的管理をしっかりとさせていくことは大事ではないかとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました認第 1 号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 次に、文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

○主査（嶺岡慎悟） 認第 1 号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、まず、歳出中第 4 款衛生費について、委員より、お達者度を上げていく取組について質疑があり、当局より、現状に甘んじているという考えはない。これまでは 65 歳以上をターゲットにしてきたが、65 歳未満の若い方への取組を強化していきたいと思っているとの答弁がありました。

次に、第 3 款民生費について、委員より、ひきこもり対策協議会の取組について質疑があり、当局より、代表者会議を令和 2 年度に開設し、令和 3 年度に実務者会議、コア会議を開催した。その中で、居場所について意見が多くあり、令和 4 年度にひきこもりの方の居場所づくりとして My ラボを開設したとの答弁がありました。続いて、委員より、ファミリー・サポート・センター事業が広がらない要因について質疑があり、当局より、講習を受ける必要があり、コロナもあったため、提供会員の確保ができていなかった。今後さらに周知を進めていきたいとの答弁がありました。委員より、家庭児童相談司の人員は十分配置されているかとの質疑があり、当局より、会計年度任用職員で対応しているが、特殊な業務でもあり、応募も少ない。充実した人員配置に努めていきたいとの答弁がありました。

続いて、第 10 款教育費について、委員より、学校の修繕工事費について、令和 2 年度にもコロナ

により削減され、令和 3年度もかなり削減されているが、これで子供の安全が確保できているのかとの質疑があり、当局より、できる限り安全に配慮しながら予算の獲得に努めている。掛川市全体の予算の中で厳しい状態であるが、予算要求をしていくとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、D Xの推進やポストコロナなどで予算が追加追加で行われていった。図書費や学校の修繕費など必要な部分が減らされている。市としてもっと知恵を絞り、市の単独事業を進めていく必要があるとの意見が出され、他の委員より、福祉や教育は人とのつながりが強く、コロナに大きく影響されたものだと思う。その中で、大きな事故も起こさず行政の運営ができたことは評価できると思うとの意見が出されました。

続いて委員より、事業に対しての結果は分かったが、その結果がどうだったかということが分かりにくかった。各課ごとの結果の検証を行うべきであるとの意見が出され、他の委員より、成果指標について、何に向かっているのか分かりにくかったとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました認第 1号は賛成多数で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 続いて、環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 認第 1号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、歳出中第 2款総務費について、委員より、文化芸術活動推進費について、文化財団事業の総評について質疑があり、当局より、市の文化政策を担う団体として企画展の内容やグッズの販売などの工夫を評価しているとの答弁がありました。

第 6款農林水産業費について、委員より、担い手育成支援事業費について、認定農家数の減と辞退者の増加理由について質疑があり、当局より、認定を得るためには 5年後を見据えた計画が必要であるが、後継者の確保が難しい等の状況により、更新をしない方が増えているとの答弁がありました。

委員より、オリーブ産地化推進事業費について、一般社団法人日本オリーブ協会から市に対する支援内容について質疑があり、当局より、日本オリーブ協会と連携して講師を招き、農福連携や商品化などの講習会を行ったとの答弁がありました。

さらに委員より、搾油と出口戦略の推進が必要ではないかとの質疑があり、当局より、一般社団法人日本オリーブ協会が解散したため、新たに一般社団法人静岡県オリーブ普及協会との連携を深め、出口戦略の提案などもいただきたいと考えているとの答弁がありました。

第 4款衛生費、第 5款労働費、第 7款商工費、第 8款土木費、第10款教育費及び第11款災害復旧

費については特に申し上げる質疑なく、以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、美術館や文化ホールは令和 2年度から公益財団法人掛川市文化財団、株式会社SBSプロモーションを指定管理者として管理運営を委託している。この効果検証が必要であるとの意見が出されました。

委員より、認定担い手育成事業について、認定農家が相当数やめている原因をもう少し踏み込んで調査していただきたい。今の社会情勢と合っていない部分があると思うとの意見が出され、関連して他の委員より、認定農家の縛りの強さを感じ、メリットが感じられない。考え方を見直す必要があるとの意見が出されました。

委員より、茶エンナーレの開催について、コロナ禍での開催についての検証が必要ではないかとの意見が出され、他の委員より、コロナ禍でもどうしたら開催できるかを考えることが必要であるとの意見が出されました。

委員より、オリーブの取組について、新たな組織づくりと生産者との協力で、より一層オリーブの産地化を推進していただきたいとの意見が出され、他の委員より、搾油と販売について明確な出口戦略を考えなければならないとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に分割送付されました認第 1号は賛成多数で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 個別の詳しい意見については本会議に譲ります。

全体としてこの決算を見た時に思ったところを、反対の立場で討論に参加させてもらいます。

今回も、昨年と同様に、非常にたくさんの補正を組みながら運営をしていただいているわけなんですけれども、その補正を組んでいくというようなことでやってきた方向というのが、私は市民目線のものになっていない部分が非常に多かったんじゃないかというふうに思います。

ポストコロナというのとDXの推進、このコロナが終わった後に人を呼び込むための観光施策であるとか、そういったところのものというのは、補正でもどんどんつけていくわけなんですけれども、今どうするかという、その部分、その予算づけも補正の中では足らなかったし、今、私たち、この市民が困っている困り感のところに寄り添っている、そういう決算になっていないということ

を非常に感じます。

例えば、学校の予算、図書費、こういったもの、減ったままの決算になっているわけですね。不用額が多いところを見ていくと、本来はここを何とか、こういう中でも何とかしなきゃいけないんじゃないかというようなケア労働への支援、職員体制の中でも、ここのコロナの対応をする人たちへの過重労働が進んでしまいましたし、保育、介護、看護、医療といった、そういった学校の教育といったところの予算が、不用額なども増えていて、実際にはできていない。

これはコロナだから仕方がなかったという、そういうことになっちゃっているんですけども、やはりそれは違うだろうというふうに思います。

中小企業の支援にしても、本当に一番困った、このコロナの影響を受けたところへの支援が、何かDX推進と一緒にぶれてしまうというようなこともありました。

施設やインフラの整備は後回しになりました。

やはり、こういうことでは、今の掛川市の市民に納得がいくお金の使い方には、令和 3年度も、2年度も同じようなことを言っているんですけども、なり得なかったんじゃないかという、そういう感じを、決算書を見ながら思っています。

以上のような観点から、今回のこの決算認定については反対の立場を取りたいと思います。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） ないようですので、以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 1号 令和 3年度掛川市一般会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

認第 1号につきましては、賛成多数にて認定すべきものと決定しました。

続いて、認第 2号 令和 3年度掛川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

○主査（嶺岡慎悟） 認第 2号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、監査委員審査意見の中で、経営の効率化や医療

費抑制などが挙げられているが、どのように努力されているのかとの質疑があり、当局より、最も大きな課題は税収が少ないことであり、一般会計からの法定外繰入れがされている。今年度も国保税の税率を上げたが、今後は 2年に一度税率を上げていきたいと考えているとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、国民健康保険は社会福祉制度だと考えている。保険料が上がり続けていて、制度破綻していると思う。減免制度をもっと考えるべきであるとの意見が出され、他の委員より、制度が破綻しているとは思わないが、複雑な制度であるのは確かである。経営の効率化や医療費の抑制などに努めるべきである。掛川市としても収納率を高める取組を行っているとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第 2号は賛成多数で認定は妥当とすることに決定いたしました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 詳しい内容は本会議に譲りますが、やはりこの国保というのは、本当は分科会報告にもありましたけれども、社会保障、本当にこの憲法で権利として定められている社会保障の部分だと思うんです。特に国保は医療ということで、命に直結する、そういう制度だというふうに思っています。

それを考えた時に、このお金の使い方というのが、資格証明書、短期保険証、必ずしも優しい、寄り添うものになり得ていない。収納率の強化というのがどんどん際立ってきて、収納率どんどん上がっていますよね。本当、これが命を削ることになっているんじゃないかというのが、非常に心配なんです。

コロナの減収で保険料が減免になる制度があったんですが、それがこの 3年というのは、2年に対して30%減ということだったので、結局もう 2年で減っていますので、受けられる人ががた減りしてしまっていて、減収になっているのに減免も受けられない状態が続きました。

基金の繰入れを 2億円以上している今、4.4億円を基金に積んでいるという、そういうやり方をして、その上 4年度は大幅な国保の税率の値上げをしていますよね。やはりちょっとこれ、お金の組み立て方が、使い方のところでおかしいんじゃないか、もっと減免を、補正とかを組みながらやっていくとか、独自に市として減免を探るとかと、そういうことをやるべきだったんじゃないかな

というふうに思っています。

以上です。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） ないようですので、以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 2号 令和 3年度掛川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございました。

認第 2号につきましては、賛成多数にて認定すべきものと決定いたしました。

どうぞ、富田委員。

○委員（富田まゆみ） 先ほどから勝川委員が討論の際に、詳しいことは本会議で言いますがということで、概略をここでお話ししますという形でお話しをされていますが、この予算決算の場においてしっかりと、ここの参加している委員が納得をした上で、最終的にこの委員会での賛成・反対を決めていくと思うんです。それで、ここのところで本当に議論を尽くしても納得できなかったものが本会議に持って行って、さらにその場で議論をされるのではないかなというふうに私は考えていたんですけども、今の勝川委員の発言を伺っていると、後は詳しくは本会議でというふうにおっしゃっているのですが、ちょっとその進め方が自分の認識と違っていたので、そこについて、委員長・副委員長のお考えを教えてくださいたくて発言をさせていただきました。

○委員長（二村禮一） 討論につきましては、勝川委員のほうから反対討論が出ています。それについて賛成の方があれば言っていただければ結構ですけれども、今回はその賛成討論がありませんよね。そういうことで進めています。

あと、補足質疑は通告制になっていますので、補足質疑は出ていませんので、ないということで進めています。

○副委員長（山本裕三） 補足をさせていただきます。

勝川委員においても、もしこの場でしっかりと課題点を、今現状お伝えいただけるのであれば、しっかりと伝えていただいたほうが、この予算決算委員会の場としてはふさわしいかなというふうに思いますので、ということでもよろしいですかね。

ですので、本会議場でお伝えいただくというのも結構ですが、もし現時点で課題等が整理をされ

ているのであれば、こちらでもしっかりとお伝えをいただくべきだというふうに思います。

○委員長（二村禮一） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 通告した形できちんとした討論というものでは、この場はありませんよね。事前通告をして討論をするという形にはなっていませんよね。ここで反対討論を行ったものを、また本会議で討論を行うべきではないという、そういう事前の打合せのようなものも行われています。最低限のことはきちんと言っているつもりなんです、文章、この様々な分科会の、3つの分科会の審議内容、そこそこで行われる話し合いを基に、最終的な採決を行うのは本会議だと思っております。その本会議のところでは、もっと第何款の何々についてどうという、そういうことを言う用意はしますが、今の時点で、そこまでここできちんとして第何款の何々がどうでという討論をすることはできないのではないかとこのように思います。

○委員長（二村禮一） 山本副委員長。

○副委員長（山本裕三） ですので、今現状できる範囲で結構です。それと、前置きにおいて、詳しいことは本会議場でということをつけていただかなくて結構です。

○委員長（二村禮一） 富田委員、何かありますか。

○委員（富田まゆみ） すみません、じゃ、本会議でも行われるかもしれないけれども、こちらでもというような形で、ちょっと先ほど副委員長のほうがお話がありましたが、この、じゃ、進め方でよろしいということなんですね。現時点で言えることをここで言っていただければいいということでお話があったので、そういうふうな受け止めでいいんですね。

○委員長（二村禮一） はい。

○委員（富田まゆみ） すみません、ちょっと先ほども申し上げましたけれども、ここで十分論点整理をして、話し合いをして、議論を交わしたにもかかわらず、ここで皆さんが納得できないから最終的にもう一回本会議に持っていくんじゃないかなというふうに、ちょっと思っていたので、じゃ、そこは違うということでもいいんですね。

○委員長（二村禮一） 富田委員、分科会で議論は、専門的な知識を持った3つの分科会で十分協議していただいております。その中で、分科会報告の中で受けるものと、そういうふうに上がってきております。その分科会で、例えば賛成多数が拮抗しているとか、そういう問題があった議案はここで協議していますけれども、ほとんど賛成多数ということで、この会議上がってきておりますので、それに沿って、要綱に沿って私たちは進めています。要綱に沿っていますので。

それでは、続いて、認第3号 令和3年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

○主査（嶺岡慎悟） 認第 3号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ、委員より、後期高齢者医療保険料は令和 2年から 7%上がっている。保険料を納めた後、また医療費を行う二重負担する仕組みとなっている。このような制度は納得いかないとの意見が出され、他の委員より、制度そのものの内容であり、市はそれを受け入れて行っていくべきである。持続可能な取組を進めていってほしいとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第 3号は賛成多数で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 反対の立場で討論に参加します。

分科会報告にもありましたが、この後期高齢者医療保険、高い保険料となっています。令和 2年度から 7%、平均で 6,397円という額を、75歳以上のお年寄りが納めているということになります。

そして、10月からは、この中の 2割に当たる方々が、窓口負担が 1割から 2割、2倍になるという改正も行われようとしているわけです。

こういうときに、本当にこれで命、高齢者の皆さんが安心して医療にかかれるのかと考えたときに、私はこれは本当に老人いじめ、高齢者いじめの制度になってしまっている、セーフティーネットの役割を果たしていないというふうに思います。

広域連合の議会に、県内の議員を送っているわけですね。選出しています。広域連合がやることだから、市が何も言うことはできないという言い方をされますが、私はそういうことはないというふうに思っています。

責任を持って、この高齢者の方々の命を守るという意味合いで、今回のこの決算には賛成しかねます。

以上です。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 3号 令和 3年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

認第 3号につきましては、賛成多数にて認定すべきものと決定しました。

次に、認第 4号 令和 3年度掛川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、分科会の報告を求めます。

文教厚生分科会、嶺岡主査から報告をお願いいたします。

○主査（嶺岡慎悟） 認第 4号について、文教厚生分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ、委員より、介護保険料を払っているのに、サービスを受けるために自己負担が必要となる制度は福祉制度とならないと思う。介護保険制度の中でも市の独自の支援がもっとできるのではないかとの意見が出され、他の委員より、介護保険を払うことによってサービスを受けられて感謝している声も多くある。持続可能な保険事業を進めていくには受け入れていくべきだと思うとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第 4号は賛成多数で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、文教厚生分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 反対の立場から討論に参加します。

今、介護保険基金が11億 6,437万円積みまれています。一度もこの介護保険、赤字になったことはありません。

住民税非課税という非常に所得の少ない方々も、この介護保険料 5,600円、毎月払っています。

自己負担、これが全部天引きになっているわけですね、高齢者の皆さんとか。

こういう中で、何を行っているか、令和 3年度の決算を見ると、所得制限というものを持ち出して、そして枠を狭めるようなことも平気でやっています。

今後、介護保険は、来年度に向けて、ケアプランの有料化や福祉用具の貸出しを買取制度に変えていく、生活の援助といったものを介護保険から外していくというようなことももくろまれています。

私は、この介護保険、自己負担も保険料、高い保険料を払いながら自己負担もするという制度として成り立たせることが社会福祉になっているというふうには、社会保障になっているというふうには思えません。

憲法に保障されている、この健康で文化的な最低限度の生活を営む権利という立場からしても、国がこの社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上、増進に努めなくてはならないという義務規定を負っている、憲法上、そういうことから見ても、この介護保険の運用の仕方というのは間違っているというふうに思っています。

基金に積むのではなく、独自支援をもっと広げていただきたかった。そのために予算をしっかりと使っていただきたかったと思います。

以上です。

○委員長（二村禮一） そのほか討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 4号 令和 3年度掛川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

認第 4号につきましては、賛成多数にて認定すべきものと決定しました。

休憩をしたいと思います。10時40分まで休憩といたします。

午前10時27分 休憩

午前10時38分 開議

○委員長（二村禮一） それでは、続いて協議に入ります。

時間がちょっと 2分ぐらい早いですけれども、始めさせていただきます。

続いて、認第 5号 令和 3年度掛川市公共用地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

総務分科会、寺田主査から報告をお願いいたします。

○主査（寺田幸弘） 認第 5号について、総務分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、一般会計が買い戻す予定の土地はどこかの質疑があり、当局より、18か所中、市営住宅吉岡団地駐車場用地を含め10か所あるとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第 5号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終結します。

それでは、採決に入ります。

認第 5号 令和 3年度掛川市公共用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

認第 5号につきましては、全会一致にて認定すべきものと決定しました。

続いて、認第 6号 令和 3年度掛川駅周辺施設管理特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 認第 6号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第 6号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 6号 令和 3年度掛川駅周辺施設管理特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございました。

認第 6号につきましては、全会一致にて認定すべきものと決定しました。

続いて、認第 7号 令和 3年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査からの報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 認第 7号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第 7号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 7号 令和 3年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございました。

認第 7号につきましては、全会一致にて認定すべきものと決定しました。

続いて、財産区関係の認第 8号から認第11号までの 4件について一括議題としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 異議なしということで、それでは、認第 8号 令和 3年度上西郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認第 9号 令和 3年度桜木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認第10号 令和 3年度東山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認第11号 令和 3年度佐束財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての 4件を一括議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

総務分科会、寺田主査から報告をお願いいたします。

○主査（寺田幸弘） 認第 8号、認第 9号、認第10号、認第11号について、総務分科会の審査の概要を御報告いたします。

この 4件の財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、一括議題として審査しました。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第 8号から認第11号までの 4件は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、総務分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第 8号から認第11号までの 4件について一括採決いたします。

本 4件について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

本 4件は、全会一致にて認定すべきものと決定しました。

続いて、認第12号 令和 3年度掛川市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査から報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 認第12号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第12号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第12号 令和 3年度掛川市水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

認第12号につきましては、全会一致にて認定すべきものと決定しました。

続いて、認第13号 令和 3年度掛川市簡易水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査からの報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 認第13号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、簡易水道事業の課題に対する具体的な取組を考えているのかとの質疑があり、当局より、経費削減に努め、今後は持続可能な運営を考えていかなければならないとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、委員より、簡易水道については課題が山積している。地元の声を取り入れて慎重に進めるべきであるとの意見が出され、他の委員より、上水道事業との経営統合を早急に進めるべきであるとの意見が出されました。

以上で委員間討議を終結し、当分科会に送付されました認第13号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第13号 令和 3年度掛川市簡易水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

認第13号につきましては、全会一致にて認定すべきものと決定しました。

続いて、認第14号 令和 3年度掛川市公共下水道事業会計の認定についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査からの報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 認第14号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当委員会に送付されました認第14号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第14号 令和 3年度掛川市公共下水道事業会計決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございます。

認第14号につきましては、全会一致にて認定すべきものと決定しました。

続いて、認第15号 令和 3年度掛川市農業集落排水事業会計決算の認定についてを議題とします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査からの報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 認第15号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、委員より、1㎡当たりの汚水処理原価の考え方について質疑があり、当局より、公共下水道に比べ、事業の性質上、人口密度が高くない区域への事業であるため、費用が分散し、処理原価が高いと感じている。今後、同規模の自治体と比較するなど研究をしていきたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、委員間討議を求めたところ、特に申し上げる討議なく、当分科会に送付されました認第15号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終結します。

それでは、採決に入ります。

認第15号 令和 3年度掛川市農業集落排水事業会計の決算認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございました。

認第15号につきましては、全会一致にて認定すべきものと決定しました。

続いて、認第16号 令和 3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業の会計決算の認定についてを議題といたします。

それでは、分科会の審査報告を求めます。

環境産業分科会、藤原主査からの報告をお願いいたします。

○主査（藤原正光） 認第16号について、環境産業分科会の審査の概要を御報告いたします。

当局説明の後、質疑を求めたところ、特に申し上げる質疑なく、委員間討議を求めたところ討議なく、当分科会に送付されました認第16号は全会一致で認定は妥当とすることに決定しました。

以上、環境産業分科会報告といたします。

○委員長（二村禮一） 補足質疑及び分科会での論点整理は特にありませんでしたので、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 以上で討論を終わります。

それでは、採決に入ります。

認第16号 令和 3年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計決算の認定について認定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長（二村禮一） ありがとうございました。

認第16号につきましては、全会一致にて認定すべきものと決定しました。

以上で予算決算委員会に付託されました21件の議案の審査は終了いたしました。

続いて、閉会中の継続調査申出事項についてを議題といたします。

サイドブックに掲載してありますので、御覧をいただきたいと思えます。

資料のとおり 1項目目の内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○委員長（二村禮一） 異議なしということで、それでは、予算決算委員会の継続調査申出事項については資料のとおり 1項目目といたします。

それでは、閉会に当たり、山本副委員長より御挨拶をお願いいたします。

○副委員長（山本裕三） 皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

また、委員会の内容含め、進め方含めて御意見等あれば、何なりとお申しつけください。

ありがとうございました。

○委員長（二村禮一） 以上で予算決算委員会を終了します。

本日は御苦労さまでした。

午前10時58分 散会